

小路田泰直

Yasunao Kojita (Nara Women's University)

1905年 ——核の20世紀の始まり

1

2011年3月11日、千年に一度の大震災が東北から関東にかけての太平洋側を襲った。押し寄せる津波が2万人近くの人々の命を呑み込んでいく有様は、メディアを通して多くの人に衝撃を与えた。米軍の協力を得て仙台空港が再開した直後、私は空路被災地を訪れたが、空から見た被災地の有様は、海岸にそって一本の線を引いたかのようなだった。その線は、津波が押し寄せ、あらゆるものが押し流されて土色一色になった空間と、津波が到達しなかったために緑に包まれ日常がそのまま残った空間を分つ残酷な分界線だった。

地震も怖い、津波はもっと怖いとの思いを、多くの日本人が新たに持った。地上に降りて見た被災地は、それを実際に知るわけではないが、まるで原爆投下後の広島や長崎のように思えた。あらゆるものが一瞬にして吹き飛ばされてしまったかのようなであった。上空から海岸沿いに走る一本の線を見たとき、機内に溢れた人々の嗚咽が、今でも忘れられない。

ただ私にとってもう一つ、忘れられないことがある。それはある福島県出身の方

01

02

03

04

05

06

から聞かされたことだが、福島県下で津波にあって死んだ人の中で、実は一番多かったのは餓死した人たちであったということであった。他の場所では、津波がひいた直後からボランティアを含む多くの人が救助に入った。しかし東京電力福島第一原子力発電所のメルトダウンで大量の放射性物質が撒き散らされた福島県の被災地には、その救助の人が来なかったのである。当然助けが来るものと思い込んでいる人たちは、救助を待った。その結果多くの人が餓死したというのである。改めて福島第一原発事故の深刻さを思い知らされたことであった。

やはり「3・11」を語る時福島第一原発事故の持つ重みは看過することはできない。なぜ福島第一原発事故は起きたか、それは、あれから四年が経っても、今尚この国の社会科学に突きつけられた最大の命題であることに変わりはない。

なぜ福島第一原発事故は起きたのか。震災直後私は次のように考えた。敗戦後の日本は、護憲＝非武装派（社会党）と改憲＝再軍備派（自民党）の、180度異なる国防観をもつ政治勢力のバランスをとりながら——それを二大政党制にまとめながら——国家を独立に導く必要に迫られた。敗戦という憂き目にあった国の運命であった。その現実に対し、それに相応しい安全保障体制を構築していくための方法は、平和利用を隠れ蓑に、暗黙の核武装を行うしかなかったのだと。その暗黙の核武装への合意さえあれば、護憲＝非武装派と改憲＝再軍備派の対立は相対化されてしまうからであった。だからつい必要以上に原発を造り過ぎ、安全管理が疎かになり、福島第一原発事故を招いたと考えた（拙稿「ヒロシマからフクシマへ」（『史創』1号、2011年10月））。

当然その考え方を今棄てるつもりはない。ただ加藤哲郎氏と井川充雄氏の編で編まれた『原子力と冷戦』（花伝社、2013年）所収の諸論文を読んでみたとき、福島第一原発事故の原因について、我々にはもう一つ考えなくてはならないことがあることに気付いた。

そこに収録された論文の数々は、核への執拗な欲求が決して戦後日本に特殊な欲求でないことを教えてくれた。第二次大戦後独立した国々の多くが、独立するやたちまち核保有への欲求を持ち始めた有様を、同書所収の諸論文は生き生きと告発してくれていた。20世紀後半に存在し、もしくは誕生した国家のほぼ全てが核保有へ

の欲求を持ったというのである。そして核兵器は持てないまでも、原発を保有し、潜在的核保有国になることを夢見た。決して日本だけがそうしたわけではなかった。ただ幸か不幸か日本にはそれを行うだけの科学技術力や工業力が備わっていた。だから他に抜きんでて、その夢を現実に転換できただけであつた。ならば、ではなぜ20世紀後半に存在し、もしくは誕生した国家は、普遍的に核保有への欲求を持つに至つたのだろうか。当然それが、解かなくてはならないもう一つの課題だと思つた。

そこで私の問いは、一段進化して20世紀はなぜ核の時代になつたのかという問いに移つた。なぜ20世紀後半ではなく、20世紀なのか。20世紀後半に実現する核の開発は、明らかに20世紀前半から始まっていたからである。ちなみに拙著『日本近代の起源——3・11の必然を求めて』（啓文舎、2015年）は、その問いに対する私なりの最初の解である。参照していただければ幸いである。

2

20世紀はなぜ核の時代になつたのか。現象的に言えば答えは簡単である。20世紀が果てしなき、史上稀に見る軍拡の時代だったからである。軍拡の時代のとどのつまりに核の時代が来るのは、誰にもわかり易い。

ただその場合重要なことは、核の時代は、日露戦後ド級戦艦（ドレッドノート）を生み、第一次大戦を前に超ド級戦艦（オライオン）を生んだ、あの軍拡競争の単純な延長上に生まれたことではなかつたということである。むしろ際限なき軍拡競争に歯止めをかけようとする営みの中から生まれた。

際限なき軍拡競争が、論理必然的に第一次世界大戦をひき起したとき、世界は初めて軍拡の恐怖を実感した。そしてなんとかその恐怖から逃れようと模索を始めた。国際連盟という国際社会そのものを具現するような機関を、歴史上初めてつくり出したのもその模索の一つであつたし、ワシントン海軍軍縮条約やロンドン海軍軍縮条約を締結し、軍拡の象徴であつた海軍軍拡に歯止めをかけようとしたのも、その

一つであった。

しかしそれらの模索にもかかわらず、第一次大戦後も軍拡競争に根本的な歯止めはかからなかった。一般にヴェルサイユ＝ワシントン体制と呼ばれるその軍縮の模索から免れようとする動きは、1920年代から30年代にかけて跡を断たなかった。ヒトラー率いるナチスは、ヴェルサイユ条約体制からの脱却を掲げてドイツ国民の支持を得、政権につくや、大規模な軍備拡張に踏み切った。1928年にパリ不戦条約、1930年にロンドン海軍軍縮条約に調印した日本も、そうしておきながら、その記憶も消えやらぬ内に、1931年には満州事変を起こし、ほどなく国際連盟を脱退した。さらにはワシントン海軍軍縮条約の期限切れを待って、対米戦を想定した大規模な海軍軍拡に踏み切った。戦艦大和や武蔵の建造開始がその象徴であった。第一次大戦の恐怖体験ぐらいでは、世界各国は軍拡の衝動を払拭することができなかったのである。

ならば、際限なき軍拡競争から脱するための試みも、もう一段階グレードアップされなくてはならなかった。

そこで世界の指導者たちが密かに抱き始めたのが、世界最終戦の構想であった。SFの父ジョージ・ウェルズが、第一次大戦勃発直前の1914年に出版した『解放された世界』において早くも予言していた構想であった（加藤哲郎『日本の社会主義』岩波書店、2013年）。日本においては石原莞爾が、満州事変を前に、それを夢想した。世界が今一度幾つかの陣営に別れ、最終的には二大陣営に分かれて総力戦を戦い、勝者となった超大国に隔絶した軍事力を集中させることによって「永遠の平和」を実現するという構想であった。石原莞爾はその世界最終戦の起きるタイミングを、飛行機が無着陸で地球を一周できる時としたが、実際には核兵器の使用が可能になる時であった。

かくて起きたのが第二次世界大戦であり、それは広島、長崎の原爆投下によって終結することを運命付けられていたのである。

しかしだとすれば問われなくてはならないのは、なぜ20世紀は際限なき軍拡の時代になったのかである。そして、それは近代民主主義の帰結だったのである。

そこでまず考えておかななくてはならないのは近代民主主義とは何かであるが、とりえず私はそれを、人の自由と平等を前提にした合議制的国家運営システムのことと解する。だとするとそれは、普通は成り立たない。極めて不自然で不安定な政治システムということになる。なぜならば福沢諭吉が次のように述べた如く、参政の権など与えられても忌避するのが、自由であり平等な人の本性だからである。

我人民智徳の度を察するに、概して未だ高尚の域に至らずして自主自治の気風に乏しく、百千年来人に依頼して人の制御を受け、所謂政治之思想無きものなれば、国の政権に参与するが如きは此輩の知る所に非ず、又欲する所に非ず。其欲せざる所の者を將て強て之れに与へんとし、其知らざる所のものを以て強て之に勧めんとするは、啞人に呈するに歌曲を以てし、跛者に教えて馬に騎せしむるに異ならず。本人の為に謀り、啻に快樂を感じざるのみならず、却て痛苦を覚ゆるに足る可し。

(福沢諭吉『国会論』『福沢諭吉全集』第5巻、1959年)

その本性があるから、マックス・ヴェーバーが述べた如く、人は一方で「支配権に対する膨大な数に上る請求権が、相互に交錯し合いながら並存して」いながら他方「都市メッカの独特の無政府状態にかなり似た」(世良晃志郎訳『都市の諸類型』創文社、1964年)状況が存在している限りは自治を行うが、その状況が解消するや、たちまちその自治を自分たち以外の誰か——当面は「名望家」、やがては官僚機構——に委ねてしまう。自治＝民主主義は、所詮は非常時の一過性のシステムでしかありえないのである。応仁の乱の混乱の中で町・町組・惣町の自治をつくりあげた京都

の町衆が、織田信長が上洛し京都の治安が回復するや、たちまち彼にその自治権を譲ってしまったのは、決して例外的なことではなかった。

だから人にとって民主主義とは、通常不自然で不安定な政治システムだったのである。

そこで近代民主主義には一つの仮説が求められた。それは、この世には、人々が話し合ったり選挙をしたりして生み出す、直接の輿論以外に、誰にとってもアプリオリな、そして人々にあるべき輿論とは何かを教える力をもった「もう一つの輿論」＝正義の輿論が存在するとの仮説であった。ルソーの言葉を使えば「全体意思」以前に「一般意思」が存在するという仮説であった。

そしてその「もう一つの輿論」を現実の輿論の上位規範とし、現実の輿論に適切な制御を加えることによって、民主主義のその不自然さ、不安定性を克服しようとしたのである。

ただ問題は何をその「もう一つの輿論」と看做すかであった。19世紀、人々は「死者の輿論」をもってその「もう一つの輿論」と看做した。遠い昔に制定され、長年人々（輿論）の支持を得てきたからこそ現代に残った古き法（自然法）にそれを見出したのである。大日本帝国憲法が、自らを次のように正当化したのも、その考え方に立脚していたからであった。

皇朕レ謹ミ畏ミ皇祖皇宗ノ神靈ニ誥ケ白サク、皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循ヒ惟神ノ寶祚ヲ承継シ旧図ヲ保持シテ敢テ失墜スルコト無シ。顧ミルニ世局ノ進運ニ膺リ人文ノ発達ニ随ヒ、宜ク皇祖皇宗ノ遺訓ヲ明徴ニシ、典憲ヲ成立シ条章ヲ昭示シ、内八以テ子孫ノ率由スル所ト為シ、外八以テ臣民翼賛ノ道ヲ広メ永遠ニ遂行セシメ、益々国家ノ丕基ヲ強固ニシ、八州民生ノ慶福ヲ増進スヘシ。茲ニ皇室典範及憲法ヲ制定ス。惟フニ此レ皆皇祖皇宗ノ後裔ニ胎シタマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス。

（伊藤博文著『憲法義解』岩波文庫、1989年）

ちなみに「皇祖皇宗ノ遺訓」とは皇祖皇宗が制定し、人々の支持があればこそ年

月を経て今日なお有効性を失わない「良き法」としての「古き法」のことであった。

4

しかし 20 世紀になると「死者の輿論」では、もうその「もう一つの輿論」の役割を十分には果たせられなくなっていた。19 世紀におきた産業革命以降の時代と、「死者」たちが生きた 18 世紀以前の時代とが、余りに違い過ぎていたからであった。人は別の「もう一つの輿論」を求め始めた。そこで見ておかななくてはならないのは、20 世紀初頭に起きた憲法学上の大転換である。

自然人に「固有ニシテ自由ナル意思ノ存在」するのは、当然のことである。ただ「法」は、「自然人単個ノ生命ハ余リニ短ク其孤独ノ力ハ余リニ微弱ニシテ社会的永遠洪大ノ事業ヲ遂行スルニ適セサル場合多キガ故」に、「個人ノ生命ヲ延長シ個人ノ力ヲ強大ニシ、以テ此ノ社会的ノ須要ニ応」ぜんがため、「結社」や「団体」にも「法律関係ノ主体」（法人格）を認めている。しかし、だからといって、「結社」や「団体」に、自然人同様の、それ自体の「意思」が備わっているとしているわけではない。その「意思」は、たまたまその「結社」や「団体」の「代表」の地位についての自然人の意思を以て、便宜上、その「意思」としているだけである。「代表」と「団体」の間には、代表関係はあっても代理関係はない。予め存在する団体の意思を、その「代表」が代理、代弁しているわけではない。

こう考え、「人間以外ニ人格ナシ」「肉体ノ人即チ人格ナリ人間ノ外ニ社会ノ福利ヲ享有スヘキ主体アルコトナシ」（穂積八東「法典及人格」〔1893 年〕上杉慎吉編『穂積八東先生論文集』1913 年）と繰り返し、自然人以外に意思の所在を認めようとしなかった穂積八東に対して、穂積の次の時代の旗手美濃部達吉は、次のように述べ、法人としての国家それ自体に「意思」が備わり、統治権者はそれを代理・代弁するだけだとする国家法人説を打ち出したのである。天皇とて、最高機関として国家それ自体の意思を代理するだけだと考えるから、それは天皇機関説と名づけられた。

統治権は国家の権利であつて、君主の権利でもなく国民の権利でもない、統治権は国家といふ団体の共同目的を達するがために存する所の権利で、其の団体自身が統治権の主体と認むべきことは、当然であります。君主が主権者であるといふのは、君主が国家の最高機関であつて国内に於て最高の地位を有する者であることを意味するものと解すべきであります。主権者といふ語は、極めて普通な語でありますから、其の語を使用するのは、敢て差支は無いが、唯其の意味を正解することが必要で、決して統治権の主体といふ意味に解してはならぬのであります。

(美濃部達吉『憲法講話』有斐閣、1912年)

さらに別の箇所を引用しておく。「其の如何なる種類たるかを問はず総ての団体には必ず或る目的が有る。其の共同目的は固より団体に属して居る各個人の目的ではあるけれども、各個人が各自独立に其の目的を達しようとするのではなく、団体共同の力に依つて之を達しようとするのであるから」「団体そのものを恰も生存力を有つて居る活物の如く看做」(美濃部達吉『憲法講話』)すべしと美濃部は考えた。

そして20世紀に入ると、この美濃部の考え方(国家法人説・天皇機関説)が、憲法学の主流を占めるようになったのである。一人一人の意思の単なる集合でもない、また法人としての国家の統治権者の地位にたまたまついた人(天皇)の個人的な意思でもない、「団体そのもの」国家そのものの意思がこの世には実在し、それが「団体に属して居る各個人」を強く束縛するという考え方が、憲法学の主流を占めるようになったのである。

ならばその「団体そのもの」国家そのものの意思こそが、一人一人の意思の集合たる現実の輿論を越えた、上位規範としての「もう一つの輿論」になるはずである。二〇世紀に入ると人は「死者の輿論」に代えて、団体としての国家そのものの意思に、民主主義を機能させるのに必要な「もう一つの意思」を求め始めたのである。

ただそこで問題になるのは、では国家そのものの意思などどうして知ることができるのか、顕在化させることができるのかであった。統治権者たる天皇の意思は、天皇個人の意思ではなく、国家そのものの意思の代理意思——従って国家の最高機関としての意思——だという以上、天皇の意思以前の存在する国家そのものの意思をやはり顕在化させる必要があった。それは如何にして可能だったのか。

そんなことできるわけがないではないかと思うから、穂積は美濃部の考え方に激しく反発したのである。

ではそれは如何して可能だったのか。そこで次に国家そのものを「主権」と名付けた美濃部の、主権的意思の形成のされ方についての議論を追ってみておこう。

まず「主権」は「最高独立」の存在であって「自分の意思に反して他の如何なる意思に依つても支配せられない」存在であると、彼は次のように述べる。

最高又は独立とは、自分以上に如何なる権力も存せず、自分の意思に反して他の如何なる意思に依つても支配せられないことを意味するのであつて、何等の積極的の内容を有せず、純然たる消極的の観念である。Supreme, independent, höchst, unabhängig などの語が之に相当する。一は人を支配することであり、一は他から支配せられないことである。(美濃部達吉『憲法講和』)

ただし主権は他の主権、即ち「最高独立」なるものと常に並存を余儀なくされる存在でもある。国家は一国だけでは存在しえない。ならば「国家は最高独立他の権力の支配の下に立つものではないから、自己の意思に反して他の権力に依つて其の意思を制限せらるゝこと」があつてはならないが、「自己の意思」によって「他の意思に依る制限」を受け入れることはありうるということになる。だから次のような議論が成り立つ。

国際連盟が国家の独立性即ち国家の主権を害するものでないことは右述ぶる通であるが、併ながら連盟に加はることに依りて、国内法上に於ける国家の統治権が種々の点に於て制限せらるるものであることは、疑を容れない所で、殊に日本の憲法に付て曰へば、天皇の憲法上の大権として定められて居る事項に付ても連盟規約に依りて制限を受くるものが少くない。

(美濃部達吉『時事憲法問題批判』法律時報社、1921年)

外国や国際機関からの主権制限を受けてはいるが、それが「自己の意思」に基づくものである限り「国家の独立性即ち国家の主権を害するものでない」との。

これを主権の自己制限論というが、この主権の自己制限論に立つとき、国家そのものの主権的意思は、他国の主権的意思によってもたらされる諸々の制限の関数値（総和）ということになる。一例をあげておくと、英米から加えられた、日本は対米六割の主力艦しか持つてはならないとする軍備制限圧力を、ワシントン海軍軍縮条約を締結することによって自らの意思として受け入れたとき、それが日本の主権的意思となる。

かくてお互いに「最高独立」を主張し合って競合する諸国家間の力のせめぎ合いの中で生み出される関数的な国家意思、それが件の国家そのものの意思ということになるのである。

ということは、国家そのものの意思を顕在化させようとするれば、逆に、国家主権の絶対性を主張し合う主権国家間の緊張・競争が不可欠だということになる。そしてそれが国家間の際限なき軍拡競争を生むのである。

だから民主主義を成り立たせるための「もう一つの輿論」として、「死者の輿論」に代えて国家そのものの意思を選択したとき、世界は果てしなき軍拡競争の淵に呑み込まれていったのである。20世紀の世界を覆った軍拡の嵐は、民主化の帰結であった。

ではその民主主義を実現しようとするれば主権の絶対性をいい、激しい軍拡競争に身をやつさなくてはならない時代は何時から始まったのだろうか。当然その前史はあるが、日本が日露戦争に勝利した1905年に始まった。日本海海戦において、イギリス製の最新鋭軍艦を揃えた日本・連合艦隊が、地球を半周してやってきた旧式艦を多数含むロシア・バルチック艦隊を撃破・殲滅したとき、世界はその新たな時代に入ったことを知った。

一つにはそれを機に軍拡のルールが確立したからである。口径30センチ以上の巨砲を備え、20ノット以上で走行する排水量2万トン級の巨大戦艦や巨大巡洋戦艦の保有隻数が、軍拡の程度をはかる客観的な基準となった。日本海海戦の結果を踏まえ、日本海軍に戦艦三笠以下の主力艦を供給したイギリスが、1906年にその規格にあう最初の戦艦ドレッドノート（弩級戦艦の言葉の源）を就役させたのが、その起点となった。ルールがないところに競争は起こらない。ルールの成立は競争の本格化をもたらしたからであった。

そして今一つには、その結果、国民国家（帝国）と非国家（植民地）によって世界が構成される時代（バクスブリタニカの時代）が終わりに向かい、主権国家によって世界が埋め尽くされる時代（バクスアメリカナの時代）が始まったからであった。そしてその主役は、既に人々が社会契約という虚構をかりてつくり出す国民国家ではなく、民族の实在を基盤にした民族自決権に基づく国家になっていた。まさに国家そのものに意思ありとする美濃部憲法学的考え方に見合う国家になっていた。日露戦争における日本の勝利を機に、中国やインドなどアジアの国々における民族独立への動きが一挙に高まったことなどもその証しであった。辛亥革命（1911年）後は中国国民党となる中国革命同盟会も、インド国民会議も、その誕生は1905年であった。何れも日露戦争における日本の勝利に強く影響を受けていた。世界秩序のあり方が変わったから、それらのことも起きたのである。ということは日露戦争における日本の

01

02

03

04

05

06

勝利を機に、世界はようやく世界戦争に向けて、果てしなき軍拡競争に入る準備を整えたことになる。だからであった。

なお付け加えておけば、日露戦争における日本の勝利が、アジア諸国における民族独立の動きを加速したことには、それなりの必然性があった。日露戦争は、如何なる国も中国を分割し、その一部を植民地化してはならないとする門戸開放宣言を出して、中国に民族自決の原則を適用しようとしたアメリカと、満州を占領し事実上植民地化しようとしたロシアの対立を背景に、アメリカの走狗と化した日本とロシアの間で戦われた戦争であった。日本の勝利には、民族自決の原則の勝利という、別の側面が組み入れられていたからであった。

そして三つ目には1905年という年、期せずしてアインシュタインが特殊相対性理論を発見し、核の時代の幕を上げたからであった。

1905年は2011年3月11日の始まりの年であった。

[本研究は、JSPS 科研費 24320128 の助成を受けたものです。]